

策定に当たって

1 策定の趣旨

全国的に高齢化が進む中、本県では令和元年の高齢化率が34.3%と、全国第3位の高齢化率となっており、全国に先行して高齢化が進行しています。

さらに、総人口、生産年齢人口が減少する中で、令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、高齢単身世帯や認知症高齢者等の増加が見込まれていることに加え、令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、今後一層の高齢化の進行が見込まれています。

本県では、これまで、平成30(2018)年3月に策定した「第六次やまぐち高齢者プラン」(以下「六次プラン」という。)に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくりを進めるため、地域包括ケアシステムの構築や介護サービスの充実をはじめ、様々な高齢者施策の計画的な推進を図ってきました。

こうした中、介護保険が令和3(2021)年度から第8期事業計画期間に移行することなどから、六次プランを見直し、今後3年間の高齢者保健福祉推進の基本となる「第七次やまぐち高齢者プラン」(以下「計画」という。)を次の視点により策定するものです。

【策定の主な視点】

- 本県の高齢者を取り巻く現状や六次プランの進捗状況、介護保険制度の改正等を反映
- 令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、重点的に進める施策を明確化
- 介護サービスの見込量や施設整備等の圏域調整による、「市町老人福祉計画」及び「市町介護保険事業計画」(以下「市町計画」という。)との整合性を確保
- 病床機能の分化・連携の取組により生じる介護施設・在宅医療等の追加的需要について、「第7次山口県保健医療計画」(以下「医療計画」という。)との整合性を確保

2 計画の位置付けと役割

この計画は、老人福祉法第20条の9の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第118条の規定に基づく「介護保険事業支援計画」として位置付けられ、本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するための基本指針となるものです。

また、この計画は、「山口県地域福祉支援計画」、「健康やまぐち21計画」など、本県の高齢者施策の推進に関連する他の計画等と緊密に連携しながら施策を推

進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、高齢者施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、高齢者施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。
- (3) 県民、民間団体、事業者等に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、自主的かつ創造的な活動を期待します。

3 市町計画及び医療計画との整合性の確保

住民に最も身近で、介護保険の保険者である市町においては、地域のニーズを踏まえ、県との連携の下、介護保険サービスをはじめとする高齢者サービスの見込量を設定するとともに、その計画的な提供を目的として、「市町老人福祉計画」と「市町介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、平成30(2018)年度から医療計画と作成、見直しのサイクルが一致しており、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築と病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築が一体的に行われるよう、介護サービス見込量と在宅医療等の整備目標について整合性を確保する必要があります。

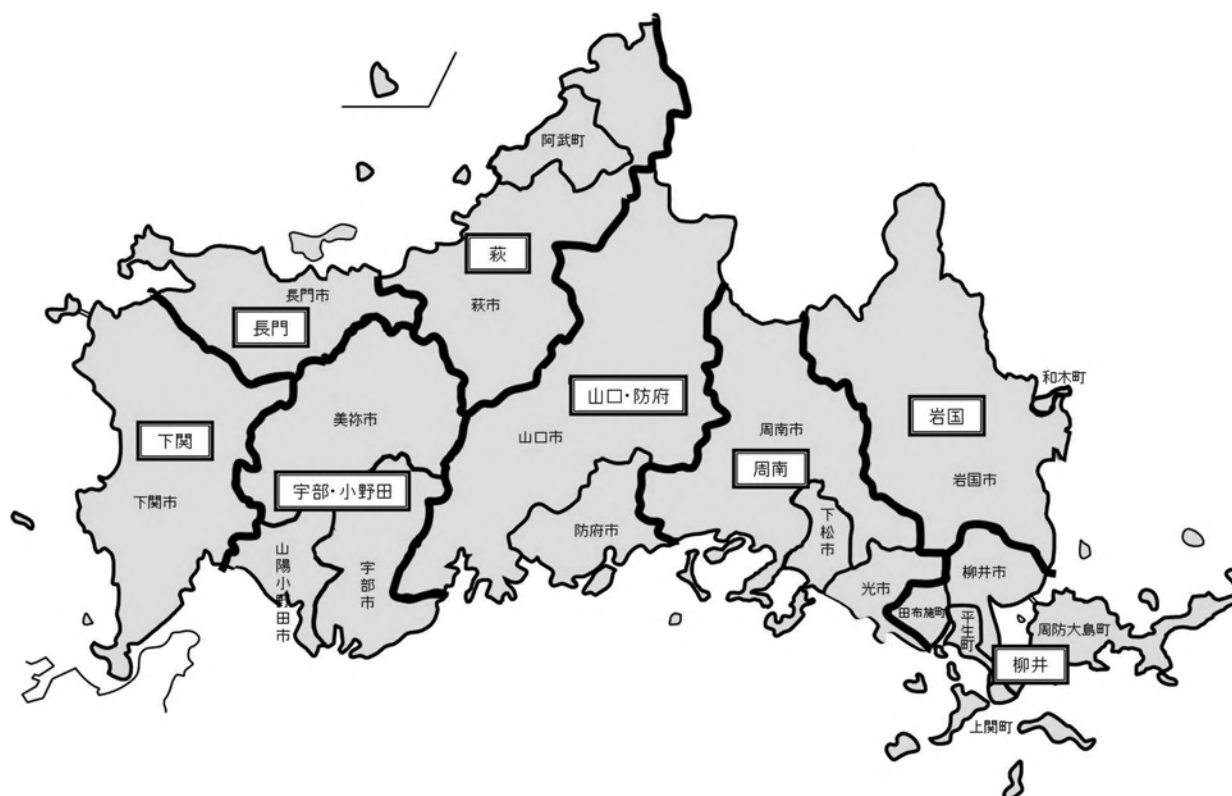
これらを踏まえ、本計画においては、各市町の均衡のとれた介護サービス提供水準の確保や介護保険制度等の円滑な運営が図られるよう、市町計画を基に、各高齢者保健福祉圏域及び県全体の介護サービス見込量を設定するとともに、医療・介護関係者間でより緊密に連携して医療計画との整合性を確保し、広域的な観点に立って、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の社会参画の促進など、今後、取り組むべき施策を定めます。

4 圏域の設定

この計画においては、広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、高齢者保健福祉圏域を設定します。

この計画は、保健・医療・福祉の緊密な連携により推進することが重要であることから、高齢者保健福祉圏域と医療計画に定める保健医療圏を一致させ、県内を8圏域に区分します。

【図1】高齢者保健福祉圏域



5 計画の期間及び見直しの時期

この計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

また、この計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて策定しています。

なお、令和5(2023)年度には必要な見直しを行い、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを期間とする次期計画を策定することとしています。

【図2】高齢者プランの計画期間

H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
策定		第六次高齢者プラン							
				策定		第七次高齢者プラン			
						策定		次期計画	